○　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画官等） 第八条　［略］ ［２・３　略］ ４　企業財務調査官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち令第十八条第一項第三号及び第十号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務に従事する。 ［５・６　略］ （取引調査課の所掌事務） 第二十三条　取引調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　次に掲げる調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限り、市場分析審査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第二十七条第十四項において「取引調査等」という。）。 イ　［略］ ロ　金融商品取引法第百八十五条の七第十六項の規定に基づく報告（同法第百七十五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に該当する事実に関するものに限る。）の受理	（企画官等） 第八条　［同上］ ［２・３　同上］ ４　企業財務調査官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち令第十八条第一項第二号及び第九号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務に従事する。 ［５・６　同上］ （取引調査課の所掌事務） 第二十三条　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　金融商品取引法第百八十五条の七第十四項の規定に基づく報告（同法第百七十五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に該当する事実に関するものに限る。）の受理

［二・三　略］

（開示検査課の所掌事務）

第二十四条　開示検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる報告又は資料の徴取、検査、調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項までの規定により委任されたものに限り、市場分析審査課及び取引調査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第二十七条第十四項において「開示検査等」という。）。

イ　［略］

ロ　金融商品取引法第二十六条の三第六項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条の三十第二項の規定に基づく報告又は資料の徴取並びに同法第二十七条の三十第三項の規定に基づく報告の求め（同条第二項の規定に基づく報告又は資料の徴取に関して行うものに限る。）

ハ　［略］

ニ　金融商品取引法第百八十五条の七第十六項の規定に基づく報告の受理

ホ　金融商品取引法第百八十七条第一項の規定に基づく調査（同法第二章（第二節、第三節及び第二十六条の四十一を除く。以下ホにおいて同じ。）から第二章の六までの規定に係る同法第百九十二条第一項の規定による申立てについて行うものに限る。）及び同法第百八十七条第二項の規定に基づく報告の求め（

［二・三　同上］

（開示検査課の所掌事務）

第二十四条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　金融商品取引法第二十七条の三十第二項及び第百九十三条の二第六項の規定に基づく報告又は資料の徴取並びに同法第二十七条の三十第三項の規定に基づく報告の求め（同条第二項の規定に基づく報告又は資料の徴取に関して行うものに限る。）

ハ　［同上］

ニ　金融商品取引法第百八十五条の七第十四項の規定に基づく報告の受理

ホ　金融商品取引法第百八十七条第一項の規定に基づく調査（同法第二章から第二章の六までの規定に係る同法第百九十二条第一項の規定による申立てについて行うものに限る。）及び同法第百八十七条第二項の規定に基づく報告の求め（同法第二章から第二章の六までの規定に係る同法第百九十二条第一項の規定

同法第二章から第二章の六までの規定に係る同法第百九十二条第一項の規定による申立てについて行うものに限る。） ［二・三　略］	による申立てについて行うものに限る。） ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	